

鎌倉市農業委員会 令和元年度 第6回総会 次第	
日 時	令和元年9月25日(水) 15時30分開会
場 所	鎌倉市役所 4階 402会議室
委員名	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一、 12番 若林安雄、13番 石澤一英 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員・小田職員・酒井職員
欠席委員	10番和田委員、11番 小川委員
議長(安齊会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。
事務局(鈴木局長)	議長。10番和田委員、11番小川委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(安齊会長)	本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、12番若林委員、13番石澤委員にお願いします。 現況証明委員は、8番飯田委員、9番小泉委員にお願いします。
議長(安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長代理 (岡崎委員)	議長。本日、運営委員長の小川委員が欠席のため、私が代理を務めさせていただきます。 本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、9月総会議事日程につき審議したところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、報告第11号、農地法第4条 第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。 日程第2、報告第12号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。 日程第3、報告第13号、遊休農地解消対策実践活動について。 日程第4、議案第21号、非農地証明について。 日程第5、その他、諸般の報告について。 以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第1、報告第11号、農地法第4条 第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第1、報告 第11号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、着席して報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[]田、16平方メートルを[] []が、専用 住宅用地として、令和元年9月3日転用のため、令和元年8月29日に専決処分いたしました。 整理番号2、[]田、116平方メートルを[] []が、駐車場用地 として、令和元年9月20日転用のため、令和元年9月2

	日に専決処分いたしました。以上2件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第2、報告12号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第2、報告第12号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について2件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]田、275平方メートルを[REDACTED]が、[REDACTED]に所有権移転し、共同住宅用地として、令和元年8月28日転用のため、令和元年8月23日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]畑、320平方メートルを[REDACTED]が[REDACTED]に所有権移転し、駐車場用地として、令和元年9月17日転用のため、令和元年8月29日に専決処分いたしました。以上2件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第3、報告第13遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第3、報告第13号、遊休農地解消対策実践活動について、着席して報告させていただきます。 8月22日(木)午後1時から、手広の遊休農地にて、農業委員会事務局職員2名及び鎌倉市農水課職員2名の計4名で草刈りを行いました。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第4、議案第21号、非農地証明について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第4、議案第21号、非農地証明についてご説明します。 まず、非農地証明についてご説明します。非農地証明は、県が作成する農地法の適用を受けない土地に係る運用指針の非農地の定義により、当該土地が、農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。それでは、お手元の資料をご覧ください。 本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっております。当該地は、市街化調整区域内の土地です。申請地の現況は、山林となっております。申請地は、県の運用指針に定められる非農地証明の交付要件6項目のすべてを満たすことが条件となっており、この案件は、すべてを満たしています。

	ご審議していただき、ご了承いただければ、申請者に非農地証明を交付し、地目変更登記が行われることとなります。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の石澤委員から補足説明をお願いします。
13 番(石澤委員)	議長。13 番。9 月 19 日(木)午後 1 時から、安齊会長、和田副会長と共に現地調査を行いましたので報告いたします。 現地は、山林となっており、非農地として判断することが妥当と思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 21 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 21 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程 第 5、その他諸般の報告について 2 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 5、その他諸般の報告について 2 件、報告させていただきます。 諸般の報告 1、農地相談会について、報告いたします。 10月29日(火)に本年度第 2 回目の農地相談会をJAさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。農家の方へはJAの回覧で周知をする予定です。場所はJAさがみ玉縄支店で行います。相談者にはあらかじめ予約をお願いしています。どんな相談でも、要望でも構いません。委員の方からも農家の方へお知らせくださるようお願いいたします。 諸般の報告 2、10 月総会の日程について、ご報告させていただきます。 次回は、10 月 24 日(木)15 時 30 分から、運営委員会は、15 時 10 分から、鎌倉市役所 4 階 402 会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和元年度第 6 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	安齊 清一
議事録署名委員 1 2 番	若林 安雄
議事録署名委員 1 3 番	石澤 一夫